平成２３年（フ）第２４７号
香川県さぬき市志度349番地２　アルマーレ砂山１階101号室
債務者　住田　茂美
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３４４号
沖縄県糸満市字米須824番地の１県営米須団地１号棟305号
債務者　伊敷圭一郎
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４１７号
沖縄県那覇市首里赤田町２丁目27番地
債務者　奥間　　聡
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第８７号
北海道三笠市宮本町503番地28
債務者　山内　　純
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１０２号
福島県会津若松市河東町南高野字高塚182番地
債務者　佐藤　拓也
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
福島県会津若松市門田町大字日吉字対馬館41番地の４　県営住宅１棟14号
債務者　渡部千恵子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
新潟県上越市柿崎区柿崎6045番地
債務者　滝澤　美紀
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第８０号
新潟県上越市本町２丁目２番27―802号　ライオンズマンション高田802号
債務者　吉岡　　寛
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第２２３１号
名古屋市千種区清明山２丁目５番７号
債務者　森部　真輔
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５２号
愛知県稲沢市西町３丁目６番２―203号
債務者　島田　鈴子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３７８号
愛知県江南市宮後町砂場西109番地
債務者　光山富士枝
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７５号
兵庫県加東市廻渕317番地431
債務者　佐々木康友
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第９５４号
仙台市宮城野区幸町２丁目17番７―408号
債務者　佐藤　富男
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９６４号
仙台市太白区西中田６丁目21番４―504号
債務者　鴇田由美子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
富山県小矢部市城山町９番32号
債務者　林　　紀夫
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１１４号
富山県砺波市八十歩57番地
債務者　竹端　良一
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１３２号
富山県氷見市川尻12番地
債務者　屋敷すゞ子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１０３号
岐阜県羽島市福寿町本郷228番地　ボーグランデール長良Ⅱ202号室
債務者　小澤　詩子（旧姓澁谷）
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
岐阜地方裁判所